資料５

中間整理（制度論部分）　＜抜粋＞

３ 大都市制度

２ 京都（府・市）におけるバリエーションの提示

＜考え方＞

（現状と課題）

◇ 京都府は、府民人口の56％が京都市に住んでおり、他の政令指定都市を抱える府県と比較しても、１つの政令指定都市に県民の過半が居住しているという、他県では見られない状況がある。また、「京丹後市」や「京田辺市」といった府の各市の名称に見られるように、府民には「京都」という名前の持つ求心力を活かし、一体感を持ちたいという意識があると考えられる。こうした、府域において京都市が占める状況を踏まえ、京都の更なるブランド化等を図ることができるよう、府と京都市との連携・協働をどのように進めるかという課題がある。

◇ 元来、京都市に都がおかれていたことから、京都市の位置付けが大きく、京都市が本府の南部地域に位置することから、府の経済的発展は南部地域に比重のかかった状況となっており、府の北部地域との経済格差等の是正といった課題がある。

◇ 大阪都構想や特別自治市制度では、前者では指定都市、後者では府県の一体性と機能が損なわれ、京都府の抱えるこうした課題を総合的に解決する方向には導かれない。

（課題解決の方向性）

◇ 京都府と京都市における「府市協調」の歴史の上に、今年１月にはさらにそれを進化させた「府市成長戦略本部」を設置し、政策融合を行っている。これらを踏まえた仕組み等の構築が必要である。

（1） 地方自治法に府市の「常設協議機関」設置を明示（法改正必要）

● 「府市政策連携・効率化会議」の設置による、都道府県と大都市との協議を法制化

➢ 「法定常設協議機関」の姿・イメージ
・構成員は知事・市長・府市議会議員　等
・調査・勧告・尊重義務の機能を持つ。

➢ メリット・デメリット
（メリット）
・協議機関の設置が明確となり、時代の趨勢に合う政策を企画立案段階から融合することによりスピード感を持って課題解決を図ることができる。
・協議により、指定都市の廃止分割、あるいは指定都市の府県からの独立など、大規模な制度改革とデメリットを伴うような改革が不必要となることも考えられる。
・府県と指定都市の二重行政等の問題等に取り組んでいることを、世論にアピールできる。
（デメリット）
・実質的に実施しているところもあり、法定化までする意義があるかは疑問。

（2）府市事業の「共同管轄化」（法改正必要？）

● 広域行政、たとえば地下鉄事業等市域を越えて広域的な影響を及ぼす事業について、都道府県と大都市で共同の所管とする。ただし、広域行政の定義はむずかしく、①実際に市域を超えて存在する施設（地下鉄などが市外に伸びている場合）はともかく、②市民のための施設が市外からの利用者を集めている場合、③府県が一元的に実施したい事業を大都市内部で大都市が担当している場合、にこれを府県が広域行政と呼ぶには、違和感もある。

➢ 姿・イメージ
・現在では、地下鉄事業は市の事業であり、府は補助金により事業を支援しているが、府県域を超える事業については、共同で所管し、企画立案の段階から相互が権限と責任を持つ。

➢ メリット・デメリット
（メリット）
・広域事業について、技術的水準が保ちやすくなる。

（デメリット）
・意見が相反する場合に調整が困難となる。
・決定権が2つある場合、動かなくなるおそれがある。
・これまで大都市が自らの財源で整備してきた施設を、共同管轄にする場合、府県が一定の支払いを求められる可能性もある。

（3）府市事業の「相互事務委任制度」（法改正不要）

- 大都市と都道府県の役割を明確にし、相互に事務委任を行うことにより、住民サービスの向上と事業決定・執行の効率化を図る。
- 大都市は基礎的自治体の業務に専念し、大都市域を超え、他地域に影響等を与える業務については府県に事務を委任。逆に大都市が一元的に担うことが効率的な事務は府県から委任

※ 事業のシェアについて協議する協議機関や紛争の調停機関が必要

➢ 姿・イメージ

・府→大都市：中小企業融資・商店街活性化等

・大都市→府：都市計画・公共交通（地下鉄）・大規模公共施設整備

➢ メリット・デメリット

（メリット）

・住民に近いサービスの窓口が、今以上に一本化される。

・広域事業について、広域的視点からの実施が可能となる。

（デメリット）

・京都市にとっては権限の移譲と見え、調整が困難と思われる。

（4）「京都大都市圏広域連合」の設立（府と京都市及び周辺市との広域連合）

（法改正不要）

- 府と京都市の中間の位置
- 京都らしい文化、景観について一定の計画調整の権限を持たせる部分連合
  当座は分担金で、将来的には課税権も視野に入れる。
- 西は亀岡から東は大津までのイメージ

※ 学研地区を対象とした「学研都市広域連合」もあり得る。

➢ メリット・デメリット

（メリット）

・大規模な制度改正なくして、府市等で権限を持ち寄り実質的な事業等が実施可能

（デメリット）

・政策・事業を特定しないとエリア等の議論ができない。